平成２２年（フ）第３３４号
川崎市宮前区野川502番地　和泉ビル102
債務者　大久保純子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
川崎市幸区南加瀬４丁目36番３―405号　市営住宅
債務者　柳澤　国宏
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
川崎市川崎区中島２丁目18番13号　シルバーマンション205、前住所神奈川県厚木市七沢1383番地５
債務者　増村　芳子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
川崎市川崎区殿町１丁目23番16号　さつき荘203
債務者　野崎　耕治
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
川崎市川崎区渡田３丁目13番２号　サンハイム103
債務者　大西　良治
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
川崎市宮前区鷺沼１丁目11番地８　鷺沼ハイム603、前住所川崎市宮前区宮崎１丁目４番地９宮崎台パークホームズ404
債務者　齋藤　　愛（旧姓蓮沼）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
川崎市中原区上平間1290番地　サンモール小宮101
債務者　布谷　智美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
川崎市中原区上平間594番地１　大場コーポ203
債務者　武田　祐二
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
川崎市宮前区東有馬３丁目６番33―104号　みさきスカイシャトー
債務者　田中　秀人
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
島根県益田市高津１丁目37番12号
債務者　寺戸　利夫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３８号
島根県益田市美都町都茂809番地９
債務者　竹内登世樹
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１０１１５号
東京都江戸川区南小岩７丁目21―３
債務者　戸口　佳久
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１１６号
千葉県千葉市花見川区柏井４丁目９―９
債務者　田中美栄子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２１１号
東京都足立区梅島１丁目６―12―301
債務者　伊藤　健逸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部